

10月1日(水)からの予防接種

「水痘（みずぼうそう）」「肺炎球菌」が、予防接種法改正で定期予防接種に追加されました

10月1日(水)から、水痘と高齢者の肺炎球菌予防接種が、定期の予防接種となります。これに伴い、任意予防接種としての水痘と高齢者の肺炎球菌予防接種に対する市の一部助成制度は廃止します。接種場所は、市予防接種実施医療機関か、県予防接種広域化実施医療機関です。

●水痘

A類疾病＝集団予防や重篤な疾患の予防のためのもの。接種の義務があります。

対象者	接種回数	接種方法	接種費用	注意事項
1歳以上3歳未満	2回	<p>●3カ月以上の間隔を置いて2回接種●</p> <p>【標準的な接種時期】</p> <p>▽1回目＝1歳～1歳3カ月未満の間</p> <p>▽2回目＝1回目から6カ月～12カ月の間</p> <p>【9月30日以前に水痘ワクチン予防接種を受けたことがある人】</p> <p>▽1歳以降に3カ月以上の間隔で2回接種した人は、定期接種としての接種はできません</p> <p>▽1歳以降に1回接種した人は、定期接種として残り1回の接種ができます</p> <p>▽1歳以降に3カ月未満の期間内に2回以上を接種した人は、定期接種として1回の接種ができます</p>	無料	既に水痘にかかったことがある人は対象外
【特例対象者】 3歳以上5歳未満	1回	<p>▽10月1日(水)～平成27年3月31日(火)の半年間のみ</p> <p>▽9月30日以前に水痘ワクチンを接種したことがある人は、定期接種としての接種はできません</p>		

●高齢者の肺炎球菌

B類疾病＝個人の発病や重症化の予防のためのもの。接種の義務はありません。

対象者	接種回数	自己負担額	注意事項
<p>右記の人は10月1日(水)～平成27年3月31日(火)の間のみ定期予防接種ができます</p> <p>*平成27年4月1日以降は、任意予防接種（接種費用は全額自己負担）になります</p>	1回	<p>5,480円 (8,480円の接種費用のうち、3,000円を市が負担)</p> <p>*免除あり。詳細は下記◆を参照</p>	9月30日以前に成人用肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある人は対象外
<p>60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓、呼吸器、免疫の機能障害の身体障害者手帳1級の人</p> <p>*接種時、医療機関に手帳の持参を</p>			

インフルエンザは予防接種が効果的

B類疾病＝接種の義務はありません。本人が希望する場合に、予防接種を実施します（宗像市と福津市内の予防接種実施医療機関で接種する場合。下表参照）。

インフルエンザは、空気の乾燥する年末から3月にかけて流行する傾向があり、予防には予防接種が有効です。予防接種をすることで、病気にかかりにくくなり、もし、かかってしまった場合でも病状の軽減が期待できます。接種後、効果が出るまで約2週間、持続効果は約5カ月間で、流行前の接種が効果的です。

また、インフルエンザを流行させないため、熱やせきの症状がある場合や医療機関を受診する場合は、必ずマスクを着用しましょう。

予防接種を受ける人の年齢	自己負担額
65歳以上	1,000円
60～64歳	*免除あり。詳細は下記◆を参照
0～59歳	全額実費 (金額は接種を受ける医療機関に確認を)

接種費用の自己負担金免除について

切り取り

宗像市長あて 平成 年 月 日

委任状

高齢者の予防接種費用徴収免除対象者証明書の取得に関する一切の件を代理人に委任します。

本人 住所 _____

氏名 _____ 印(年 月 日生)

電話番号 _____

来庁できない理由 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____ 印(年 月 日生)

電話番号 _____

本人との関係 _____

*代理人は来庁時、印鑑と身分証明書(運転免許証、健康保険証など)を持参してください

◆上記の表で、接種費用の助成対象者のうち、非課税世帯（世帯全員が市民税を課税されていない世帯）か生活保護世帯の人は、上記の自己負担額が免除されます。予防接種を受ける前に、必ず必要書類を医療機関に提示してください（事前提示がない場合は、原則、自己負担が免除されません）。

対象者	必要書類	
	高齢者の肺炎球菌予防接種 (①～③のいずれか)	インフルエンザ予防接種 (①②④のいずれか)
非課税世帯	①介護保険負担限度額認定証	
* 該当の書類の持参を。詳細は問い合わせを	②後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
	③市高齢者の肺炎球菌予防接種費用徴収免除対象者証明書	④市インフルエンザ予防接種費用徴収免除対象者証明書 *発行期限は12月27日(土)まで
生活保護世帯	診療依頼書(福祉課発行)	

*③④は健康づくり課か子ども家庭課（いずれも西館1階）で接種前に申請が必要。健康保険証、印鑑の持参を。本人以外が申請する場合は委任状が必要

←←← 委任状が必要な人は切り取って使用してください

*詳細は、市☎<http://www.city.munakata.lg.jp/>→「市内にお住まいの方」→「健康」→「予防接種」で確認か問い合わせを

■問い合わせ先
▽予防接種に関すること＝子ども家庭課子ども保健係 ☎(36)1365
▽証明書に関すること＝健康づくり課 ☎(36)1187